



(様式1)

所青第193号
令和元年 7月29日

所沢市監査委員	竹	山	登	様	
同	能	登	則	之	様
同	荻	野	泰	男	様
同	近	藤	哲	男	様

所沢市長 藤本 正人

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成31年1月31日付け所監第65号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	こども未来部 青少年課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>○所沢市郷土かるた販売代金の会計処理について</p> <p>青少年育成所沢市民会議は、所沢郷土かるたを作成し販売しているが、その販売代金の一部については、本来、領収した日の属する会計年度の収入として計上すべきところを、翌年度に計上していた。</p> <p>今後は、当該会計年度の収入として計上するよう、会計処理の原則に則り適正に事務処理されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>○所沢郷土かるた販売代金の会計処理について</p> <p>販売代金については、月末締めで事務局長に報告することにより、年度を超えて計上することがないよう改善を図りました。</p>	